

葦崎市明るい選挙推進協議会

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 葦崎市選挙管理委員会 委員長あいさつ
- 4 委員・参与・事務局 自己紹介
- 5 役員の選出
- 6 会長あいさつ
- 7 協 議
 (1) 令和8・9年度活動計画について
 (2) その他
- 8 閉 会

日 時 : 令和8年5月26日(火)
 午後3時00分～

場 所 : 葦崎市役所 4階 大会議室

韮崎市明るい選挙推進協議会

資 料

- 1 委員名簿

- 2 令和8・9年度活動計画
 - 投票立会人の手引

- 3 期日前投票所における投票立会人のスケジュール等

- 4 韮崎市明るい選挙推進協議会規約

蕪崎市明るい選挙推進協議会委員名簿

任期: 2年(R8.4.1~R10.3.31)

NO	明推役職	所 属	氏 名	期別
1		学識経験者(公募・蕪崎)	小林 広美	1期
2		学識経験者(公募・穂坂)	横森 正光	1期
3		学識経験者(公募・藤井)	作地 眞	5期
4		学識経験者(公募・藤井)	長坂 宗雄	5期
5		学識経験者(公募・藤井)	貝瀬 千春	1期
6		学識経験者(公募・穴山)	樽林 信昭	3期
7		学識経験者(公募・中田)	井上 敏子	1期
8		学識経験者(公募・旭)	平原 新也	2期
9		学識経験者(公募・旭)	山本 あき子	1期
10		学識経験者(公募・旭)	清水 康	1期
11		学識経験者(公募・旭)	小林 照久	1期
12		学識経験者(公募・大草)	木下 和良	1期
13		学識経験者(公募・龍岡)	輿石 俊文	1期
14		学識経験者(青年会議所)	浅川 亮	1期
15		学識経験者(青年会議所)	依田 義邦	2期
16		学識経験者(選管補充員 順位1)	松永 羊子	5期
17		学識経験者(選管補充員 順位2)	中島 ますみ	3期
18		女性団体連絡協議会	山本 幸子	1期
19		女性団体連絡協議会	鶴田 みゆき	1期
20		市教育委員会(教育長職務代理者)	篠原 俊明	1期
21		市社会教育委員の会(会長)	保坂 博文	1期
22		市公民館連絡協議会(館長会会長)	清水 俊弘	1期
23		市公民館連絡協議会(主事会会長)	志村 久美子	2期
24		市公民館連絡協議会(主事会副会長)	石岡 雄二郎	1期
25	参与	市選挙管理委員会委員長	下村 貞俊	R5.11.1~
26	参与	市選挙管理委員会委員長職務代理者	伊藤 好彦	R5.11.1~
27	参与	市選挙管理委員会委員	内藤 豊	R5.11.1~
28	参与	市選挙管理委員会委員	清水 寛文	R6.1.8~

令和8・9年度活動計画

<常時啓発>

月	事業内容	備考
6月～10月	明るい選挙啓発ポスター・出前授業	事務局対応
1月	20歳到達者にパンフレット配布 (「二十歳のつどい」開催時に配布)	事務局対応

<選挙時啓発>

	執行日 【任期満了日】	事業内容	備考
8 年度	令和8年11月 【令和8年11月27日】	葦崎市長選挙時啓発	防災行政無線、にらさき防災・行政ナビ、市公式LINE、市ホームページによる啓発
	令和9年2月 【令和9年2月16日】	山梨県知事選挙時啓発	
9 年度	令和9年4月 【令和9年4月29日】	山梨県議会議員選挙時啓発	
	令和9年10月 【令和9年10月9日】	葦崎市議会議員選挙時啓発	

※任期満了に因る場合はその任期が終わる日の前30日以内に選挙が執行される。(補欠選挙除く)

【衆議院議員総選挙について】

解散による衆議院議員総選挙については、解散の日から40日以内に選挙が執行されます。

選挙が行われる時期等は未定ですので、国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいります。

<その他諸活動>

時期	事業内容	備考
選挙期日前投票時 (告示日の翌日～選挙期日の前日) ・葦崎市長選挙 6日間予定 ・山梨県知事選挙 16日間予定 ・山梨県議会議員選挙 8日間予定 ・葦崎市議会議員選挙 6日間予定	期日前投票所 投票立会人 (8:30～20:00)	半日単位(※)の輪番制にて全委員にご協力いただきます。 ※ 8:30～14:15 14:15～20:00
11月初旬	山梨県主催の明るい選挙推進大会への参加	会長及び副会長に出席していただきます。

【投票立会人の手引】

○ 投票立会人の心がまえ

1 投票立会人とは

投票立会人とは、選挙の際に投票所（病院等の不在者投票施設を含む）で実際に投票に立ち会い、選挙が公正確実に行われているかどうかをチェックする方のことです。

2 投票立会人の心がまえ

(1) 投票立会人は、投票事務が公正、確実かつ迅速に処理され、選挙人が自由な意思に従って投票できるように投票管理者（不在者投票管理者）に協力することが大切です。

(2) 投票立会人は、やむを得ない理由がある場合のほかは投票所を出てはいけません。やむを得ず投票所外に出るときは、事前に投票管理者に連絡してください。

(3) 投票立会人は、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がある場合を除き辞職することができません。やむを得ない事情が生じた場合は、速やかに選挙管理委員会（不在者投票施設）に連絡してください。

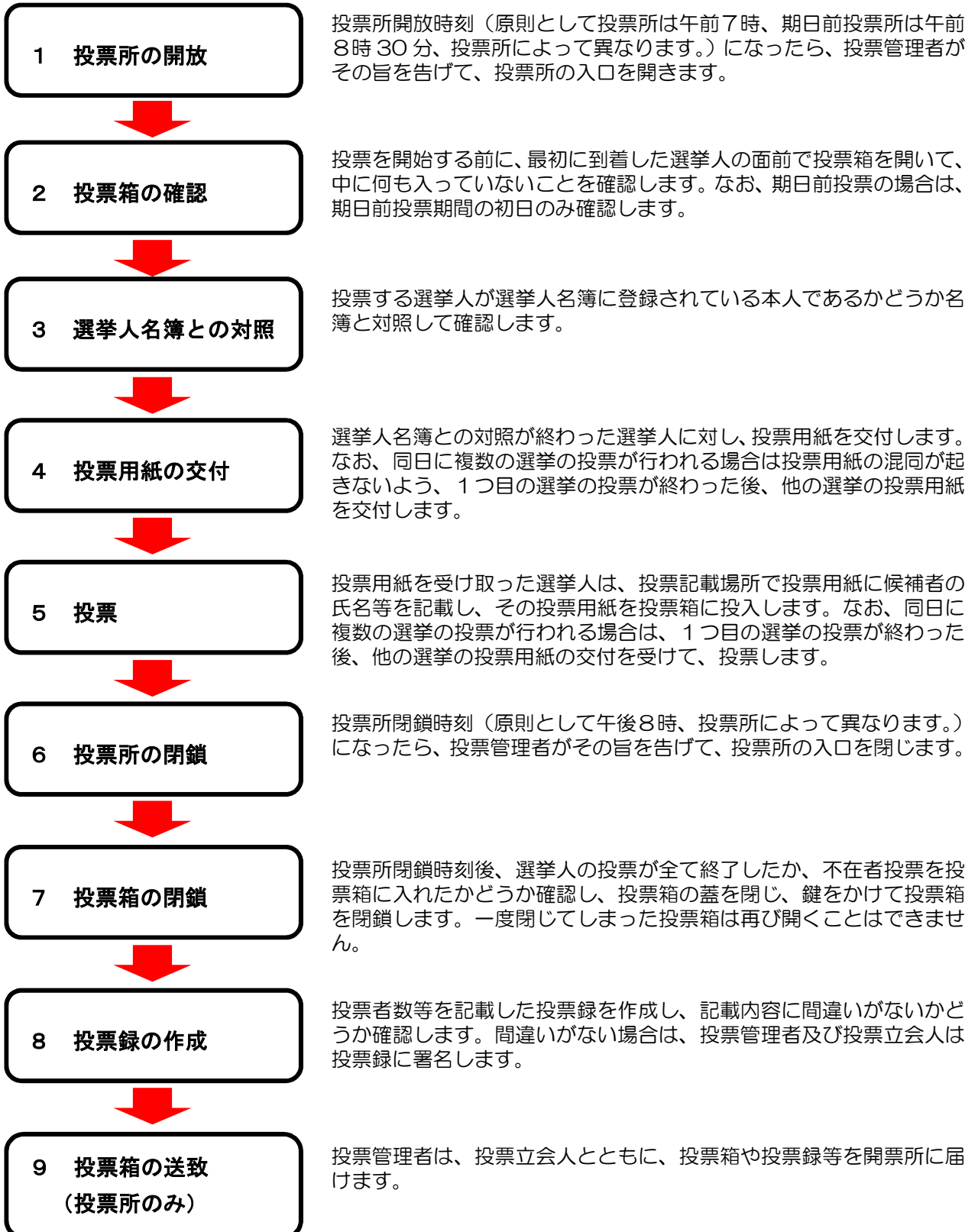
また、参集時刻までに投票所（不在者投票施設）に到着できない場合は、速やかに選挙管理委員会（不在者投票施設）に連絡してください。

(4) 投票立会人として従事している投票に関し、さまざまなことを知るとは思いますが、投票に関する秘密は決して他人に漏らさないでください。

○ 投票所・期日前投票所での立会い

1 投票日（※期日前投票日）当日の流れ

投票立会人は、投票所の開放から投票箱の送致までのすべての投票手続きに立ち会います。



2 投票立会人の主な仕事

投票所・期日前投票所での投票立会人の主な仕事は次のとおりです。

なお、投票所・期日前投票所には、投票管理者や選挙管理委員会の職員等がいますので、選挙に詳しくない方でも問題ありません。

投票手続きの全部に立ち会うこと

投票所・期日前投票所を開くところから、投票時間が終了し投票箱を閉鎖するまで投票手続きの全てに立ち会います。

【主な内容】

- ・投票所・期日前投票所の出入り口開閉の立会い
- ・最初に投票をする際に、投票箱が空であることの確認の立会い
- ・投票人が投票所に入場してから、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの立会い
- ・投票時間終了後に、投票箱を閉鎖することの立会い

意見を述べること

投票管理者から投票を拒否することや代理投票を拒否すること等について意見を求められたときは意見を述べます。

また、選挙人が投票を拒否されたこと又は投票を拒否されないことや選挙人が[※]代理投票を認められたことについて、投票管理者の決定に異議がある場合は、意見を述べることができます。

※代理投票については、P7を参照してください。

投票録に署名すること

投票管理者は、投票所での投票者数等を記録した投票録を作成します。投票立会人は、投票録の記載事項に間違いがない場合、投票録に署名します。

投票箱を送致すること（投票所での立会いの場合）

投票立会人（投票立会人全員ではありません）は、投票管理者とともに投票箱や投票箱の鍵等を開票所に届けます。

○ 投票立会人Q&A

Q1 投票立会人は誰が選ぶのですか？

A1 投票日当日及び期日前投票の投票立会人は、各市町村選挙管理委員会が選任します。

Q2 投票立会人として選任されるための条件はなんですか？

A2 どの投票所においても選挙権を有していることが必要な条件になります。

このほかにも、投票所及び期日前投票所には一部条件があります。

投票所	選挙権	選挙人名簿への登録※1	その他
投票所	要する	要しない	政党その他の政治団体に属している方は制限がある※2
期日前投票所	要する	要しない	政党その他の政治団体に属している方は制限がある※2

※1 令和元年の公職選挙法の改正で選挙人名簿に登録されていなくても投票立会人に選任できることとされました。

※2 同一の政党その他の政治団体に属する者は、投票所で2名以上、期日前投票所で2名を選任することができません。

Q3 投票立会人は何人選任されるのですか？また、立会時間はどのくらいですか？

A3 次の表のとおりとなります。

投票所	選任される人数	立会時間
投票所	2名以上5名以下	選挙当日の午前7時～午後8時※1
期日前投票所	2名	期日前投票期間(選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から選挙の期日の前日まで)の午前8時30分～午後8時※2

※1 市町村によって投票時間を繰り上げ又は繰り下げる場合があります。

※2 市町村で期日前投票所を2箇所以上設置している場合は、投票時間を繰り上げ又は繰り下げる場合があります。

Q4 投票立会人には報酬は支払われますか？

A4 韮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例により下記の金額をお振込みします。

区分	報酬の額
期日前投票所の立会人	日額 10,900円

※1 上記の金額は、8時30分から20時まで従事した場合の金額です。半日従事の場合は半額の5,450円となります。

※2 お支払い時には、所得税を差し引いた金額をお振込みいたします。

○ 選挙の豆知識

投票所入場券を忘れても投票できるの？

投票所入場券を忘れても投票はできます。

投票所入場券を忘れた場合は、本人確認を行ってから投票します。

小さい子どもがいるんだけど投票所に連れて行っても大丈夫？

可能です。

平成27年の公職選挙法の改正により、これまでの「幼児」から「18歳未満」に範囲が拡大されました。選挙人と一緒に投票所に入ることができます。

また、体の不自由な選挙人の補助者・介助者なども投票所に入ることができます。

身体に障がいがあって投票用紙に候補者の名前を書けないときはどうすればいいの？

身体に障がいがあるか又は字の読み書きができないことにより自分で候補者の氏名等を記載できない選挙人は、投票管理者に代理投票の申請をして認められた場合、補助者に候補者の氏名等を記載してもらうことができます。

【病院等の不在者投票施設における代理投票の流れ】

- 1 投票人は不在者投票管理者に対し、代理投票を申請します。(申請は口頭でもかまいません。)
 - 2 不在者投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、補助者2名を申請者本人の承諾を得て定めます。
 - 3 補助者のうち1名の立会いの下に他の1名が投票記載所で選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、これを投票用封筒(内封筒に入れて、次に外封筒に入れる)に入れて封をし、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載して、不在者投票管理者に提出します。
- ※ 投票立会人は、代理投票の補助者を兼ねることはできません。

また、視覚に障がいがあり字が書けない方のために、点字での投票もできるようになっています。

選挙によって投票方法の違いはあるの？

選挙によって投票方法が違います。

特に間違えやすいのが、衆議院と参議院の比例代表選挙の違いです。投票方法を間違えてしまうと、大切な一票が無駄になってしまいますので、気をつけてください。

衆議院議員選挙の場合、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、選挙日当日は、3つの投票を行うことになります。

投票日当日は仕事なので投票に行けないんだけど・・・

投票日当日に投票所に行けなくても投票日前の一定期間投票することができます。

投票制度には、投票日当日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなど、さまざまな状況を考慮した仕組みがあります。

【期日前投票制度】

仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるときなど一定の事由に該当し、投票日当日に投票に行けないと見込まれる方は、投票日前に選挙人名簿登録地の市町村の期日前投票所で投票することができます。基本的な手続きは投票日当日の投票所での投票と同じです。

期日前投票所の場所及び期日前投票期間については、選挙人名簿登録地の市町村へ確認してください。

【不在者投票制度】

長期の出張者や旅行者、また市町村外に引越して間もない場合や、病院等に入院している際に利用できる投票制度です。投票用紙を事前に交付してもらい、滞在先の市町村や入院先の病院等で行うことができます。

【在外投票制度】

仕事や留学などで外国に住んでいる場合は、在外公館または郵便によって海外からでも投票できます。ただし、投票の対象となるのは衆議院議員と参議院議員の選挙で、事前に登録が必要です。

【船員の不在者投票】

船員は仕事の性質上、指定港や船舶内で不在者投票を行うことができます。また、日本国外を航海する指定船舶に乗船する船員のための洋上投票制度もあります。洋上投票制度は事前の手続きが必要ですが、洋上からファクシミリで投票することができます。ただし、投票の対象となるのは衆議院議員と参議院議員の選挙です。

【郵便等による不在者投票】

重い身体障がいがある方が利用できる投票制度です。事前登録のうえ、自宅などにおいて投票用紙に記載し、郵便や信書便によって送付します。また、自ら記載することができない場合は、代理記載によって郵便等投票を行うこともできます。

期日前投票所における投票立会人のスケジュール等

1 基本情報

	常設会場	臨時会場
場所	韮崎市役所 1階101会議室 (旧・防災会議室)	韮崎市民交流センターニコリ
時間	8:30~20:00	10:00~18:00
体制	・投票管理者1名(参与) ・立会人2名	・投票管理者1名(参与) ・立会人2名
備考		期日前投票期間中の土日

2 事前日程調整

- 「日程調査票」により、立会いの日程を組むため事前に調査を行います。
(事前に通知を送付済)
- 立会いは、「半日単位」または「1日単位」となります。
※半日単位(常設会場) 8:30~14:15/14:15~20:00
(臨時会場) 10:00~14:00/14:00~18:00

(立会日程)【令和7年参議院議員通常選挙の場合：期日前投票期間16日間】

	7月4日	7月5日	7月6日 (市役所)	7月6日 (ニコリ)	7月7日	7月8日
午前	2人	2人	2人	2人	2人	2人
午後	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	7月9日	7月10日	7月11日	7月12日 (市役所)	7月12日 (ニコリ)	7月13日 (市役所)
午前	2人	2人	2人	2人	2人	2人
午後	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	7月13日 (ニコリ)	7月14日	7月15日	7月16日	7月17日	7月18日
午前	2人	2人	2人	2人	2人	2人
午後	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	7月19日 (市役所)	7月19日 (ニコリ)	7月20日			
午前	2人	2人	投票日			
午後	2人	2人				

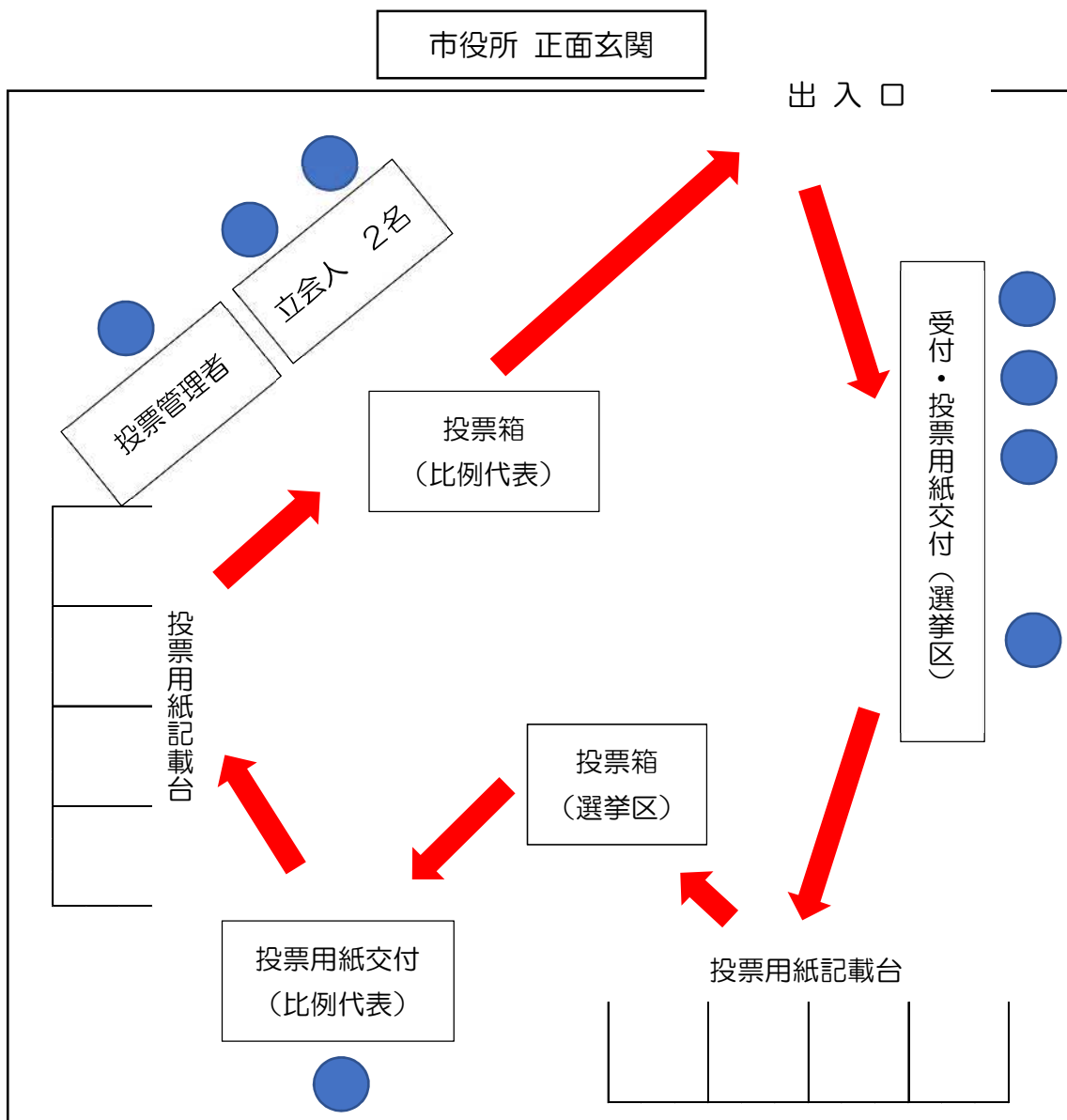
3 スケジュール（常設会場の場合）

- 8：25 朝礼
- 8：30 期日前投票（立会い）開始
- 12：00～ 昼食（※）
- 14：15 （半日単位の場合）立会人交替
- 20：00 期日前投票（立会い）終了

※ 希望者に昼食をご用意いたします。

昼休憩は、立会人2人が同時に取るできません。1人ずつ休憩に入ってくださいことになります。

4 期日前投票会場レイアウト



※ このレイアウトは、参議院議員通常選挙の場合の例です。
選挙の種類により投票箱や記載台の設置数が変わります。
（衆議院選挙 3、参議院選挙 2、地方選挙 1）

韮崎市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、韮崎市明るい選挙推進協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、明るい選挙運動の総合的企画及びその推進について協議し、かつ、関係機関の連絡を図ることにより明るい選挙常時啓発事業を効率的に推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達するため次の事業を行う。

- (1) 各種選挙が執行される都度、公職選挙法を順守した公明かつ適正な選挙をすすめる運動を展開する。
- (2) 民間における明るい選挙推進協力者の相互研修を行う。
- (3) 明るい選挙強調週間を設定して集中的に啓発運動を展開する。
- (4) その他明るい選挙推進に必要と認める事業。

(組 織)

第4条 この会は、委員24人をもって組織する。

2 委員は、市社会教育委員・市公民館連絡協議会・学識経験者・女性団体連絡協議会及び市教育委員をもってこれにあてる。

(任 期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第6条 会長又は副会長は、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し協議会を代表する。

3 副会長は、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職を代理する。

(会 議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 委員は、都合により招集に応じられないときは、その代理者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可・否同数のときは会長の決するところによる。

(参 与)

第8条 参与は、葦崎市選挙管理委員会委員をもってあてる。

- 2 参与は、会議に出席してこの会の事業推進について意見を陳述又は勧告することができる。

(事務局)

第9条 事務局は、葦崎市選挙管理委員会事務局内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記若干名を置き、会長が任免する。
- 3 事務局長及び書記は、会長の命を受け、会の事務に従事する。

(補 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、この会に関し必要な事項は会議において定める。

附 則

この規約は、昭和37年5月1日から施行する。

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

この規約は、平成6年5月1日から施行する。